7　監査報告書

財団法人下関市水道サービス公社寄附行為第12条並びに会計規則第50条及び第51条の規定に基づき、監査を実施したところ、平成25年度の業務の執行及び収支決算について、関係諸帳簿及び証拠書類の計数は正確に符合し、基本財産についても適正に保全されていることを認めました。

平成26年 4月 18日

公益財団法人　下関市水道サービス公社

監事 磯部雄次 印

監事 日野善明 印